

## 高知県担い手育成団体支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県担い手育成団体支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、漁業生産量の維持・増大と担い手の確保を図るため、別に定める高知県担い手育成団体認定要領に基づき知事の認定を受けた担い手育成団体が行う漁業就業者の確保及び育成に関する事業に要する経費について、市町村又は担い手育成団体(以下「補助事業者」という。)に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 前条に規定する事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(対象研修生)

第4条 補助事業における対象研修生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地域漁業の振興のために、補助事業者が必要と認める者
- (2) 研修終了後1年以内に、自営等による漁業経営を開始又は法人等との常勤雇用契約の締結により漁業に就業する新規就業希望者であって、原則として漁業経営を開始していない者
- (3) 義務教育を修了し、研修開始年度の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。ただし、補助事業者において、この範囲内において別に年齢制限を定めることを妨げない。
- (4) 研修を実施する担い手育成団体が雇用予定である者
- (5) 県、市町村、漁業協同組合系統団体等で構成する高知県担い手育成団体支援事業審査会(以下「審査会」という。)において適当であると認められた者

(研修期間)

第5条 補助事業の対象とする研修の期間は、研修生1名につき2年以内とする。ただし、魚類養殖業に関する研修にあつては、3年以内とする。

2 1月における研修日数は、原則20日以上とする。ただし、天候、事故、疾病その他やむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。

(研修内容の検討及び状況確認)

第6条 担い手育成団体は、研修生に対する研修の実施に当たって、補助事業の対象となる研修生個別の研修カリキュラムを作成した上で、定期的に研修実施状況を確認

認し、研修終了後は、補助事業者を通じて研修日誌を知事に提出しなければならない。

(研修の実施及び内容)

第7条 担い手育成団体は、研修生に対して漁業就業に必要な研修を行わなければならない。

2 補助事業は、漁業生産に必要な能力を身につけさせる研修のほか、加工、販売、地域活動等の研修を対象とするが、漁業生産に関する研修が過半となるようにするものとする。

(円滑な漁業就業への支援)

第8条 補助事業者は、研修終了後の円滑な漁業就業を図るため、関係機関と連携し、研修生に対し、漁船、住宅等に関する情報を提供する等就業準備への支援に努めるものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第10条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規程、要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
  - (6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
  - (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
  - (9) 市町村は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前8号の条件を付さなければならないこと。
- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項各号に掲げる条件のほか、交付の条件を付することができる。

(補助金の交付の決定)

第11条 知事は、第9条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者(間接補助事業者を含む。)が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の変更)

第13条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更をしようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 間接補助事業者の変更
- (3) 研修生の研修の中止
- (4) 補助金額の増額
- (5) 補助金額の30パーセントを超える減額

(実施状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業年度の11月30日現在における補助事業の実施状況について、別記第3号様式による実施状況報告書を作成し、当該年度の12月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助事業者、担い手育成団体及び研修生に対し、補助事業の実施状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

#### (実績報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。
- 2 第9条第2項ただし書の規定により補助事業の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第9条第2項ただし書の規定により補助事業の交付の申請をした市町村は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

#### (補助金の概算払の請求)

- 第16条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の返還)

- 第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、第6号から第8号までの規定については、審査会において病気、災害等のやむを得ない事情と判断し、知事が認めた場合は、この限りでない。
- (1) 補助事業者が、この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
  - (2) 補助事業者が、虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 補助事業者が、補助金の交付の条件に違反したとき。
  - (4) 補助事業者が、自らが定める要綱等の規定に基づき研修助成金の一部又は全部を返還させたとき。
  - (5) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
  - (6) 研修生の漁業就業に必要な技能を習得させることができないと判断し、担い手育成団体が研修を中止したとき（研修開始後6ヵ月以内に、審査会において研修の継続が困難であると判断し、中止した場合を除く。）。

- (7) 研修生が、研修終了後1年以内に自営等の漁業経営の開始又は法人等との常勤雇用契約の締結のいずれも行わなかったとき。
- (8) 研修生が、漁業就業を1年以上継続しなかったとき。
- (9) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第19条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成27年10月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限りでその効力を失う。ただし、第10条第1項第2号、第15条第3項、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費		補助率
研修生給与	補助事業者（間接補助事業者を含む。）が定める規程等に基づき研修生に支給する給与	定額（月額10万円を上限とする。）
漁業技術指導者への謝礼又は給与	補助事業者（間接補助事業者を含む。）が定める規程等に基づき漁業技術指導者に支給する謝金等	定額（研修生1人当たり月額5万円を上限とし、1月の研修日数が20日未満の場合は、日額2,500円の日割り計算とする。）
損害保険料	研修生の研修中の損害保険料	3分の2以内
施設整備	海上研修に必要な施設の整備に要する経費	2分の1以内
使用料及び賃借料	研修に必要な施設の使用料及び賃借料	2分の1以内（漁船の使用料等にあつては、月額10万円を上限とする。）

（注）ただし、補助対象経費は、令和2年3月31日までに補助事業の対象となる研修が開始された研修生に対して実施する研修に要する経費とする。

別表第2（第10条—第12条、第17条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。